

## 東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会規約 (案)

## (名称)

第1条 本会は、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、東アジア域内の相互理解と連帯感の形成を促進し、東アジアの多様な文化の国際発信力強化を図るとともに、鎌倉市の文化的特徴を生かした文化芸術等の振興により継続的な発展をめざす東アジア文化都市事業を効果的に実施することを目的とする。

## (事業)

第3条 委員会が行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東アジア文化都市事業の準備、実施及び事後処理
- (2) 東アジア文化都市事業の趣旨に沿って他団体が行う事業への協力及び支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東アジア文化都市事業の実施に関し必要な事項

## (組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる機関等の中から就任する委員をもって構成する。

## (役員)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名及び監事1名を置く。

- 2 委員長は、鎌倉市長をもって充てる。
- 3 副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が指名する。

## (職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の事務及び会計を監査する。

## (任期)

第7条 委員の任期は、就任の日から委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

## (会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 規約等の改廃に関すること
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 5 前項の規定による代理者の出席は、第3項における出席とみなす。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(専決処分)

第9条 委員長は、緊急を要する事項について、専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(部会)

第10条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を置き、委員会の所掌事業を分掌させることができる。

2 部会の部会員は、委員長が必要と認める者及び委員会の委員のうちから委員長が指名する者で構成する。

3 部会に部会長を置き、その部会の部会員のうちから委員長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会の会議の内容は、委員会の会議に報告する。

(謝金等)

第11条 委員及び部会の部会員には謝金及び旅費を支払うことができる。

2 前項の規定による謝金及び旅費の額、支払方法等については、委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第12条 会務に関する意見を聴取するため、委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員長が指名する。

3 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第13条 委員会の事務を処理するため、鎌倉市東アジア文化都市事業担当に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費)

第14条 委員会の経費は、鎌倉市からの負担金、文化庁からの委託料その他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会計年度)

第15条 委員会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員会の設立年度の会計年度は、委員会の設立の日からその日以後の最初の3月31日までとする。

(決算)

第16条 委員会の決算は、会計年度終了後、監事の監査を受けて委員会の承認を得るものとする。

(解散)

第17条 委員会はその目的が達成されたとき又は委員会の議決により解散する。

2 委員会が解散する時に有する残余財産は、鎌倉市に帰属する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第4条）

分野	機関等名称
社寺	鶴岡八幡宮 鎌倉市仏教会
商業	鎌倉商工会議所
観光	公益社団法人 鎌倉市観光協会
芸術・文化	公益財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団 鎌倉市文化協会
福祉	社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会
市民活動	公益財団法人 鎌倉風致保存会 鎌倉市市民活動センター 鎌倉市自治町内会総連合会
行政	鎌倉市